

介護保険制度について

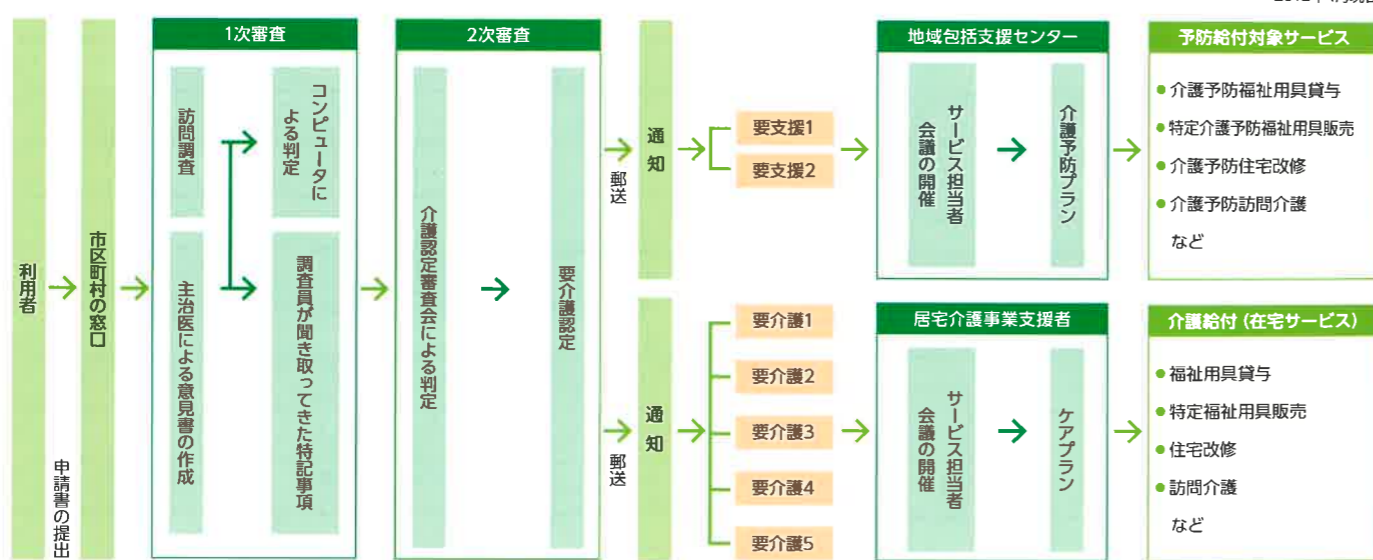
介護保険制度の概要や利用手順をご紹介します。

改定後の介護保険制度のサービス利用上限額

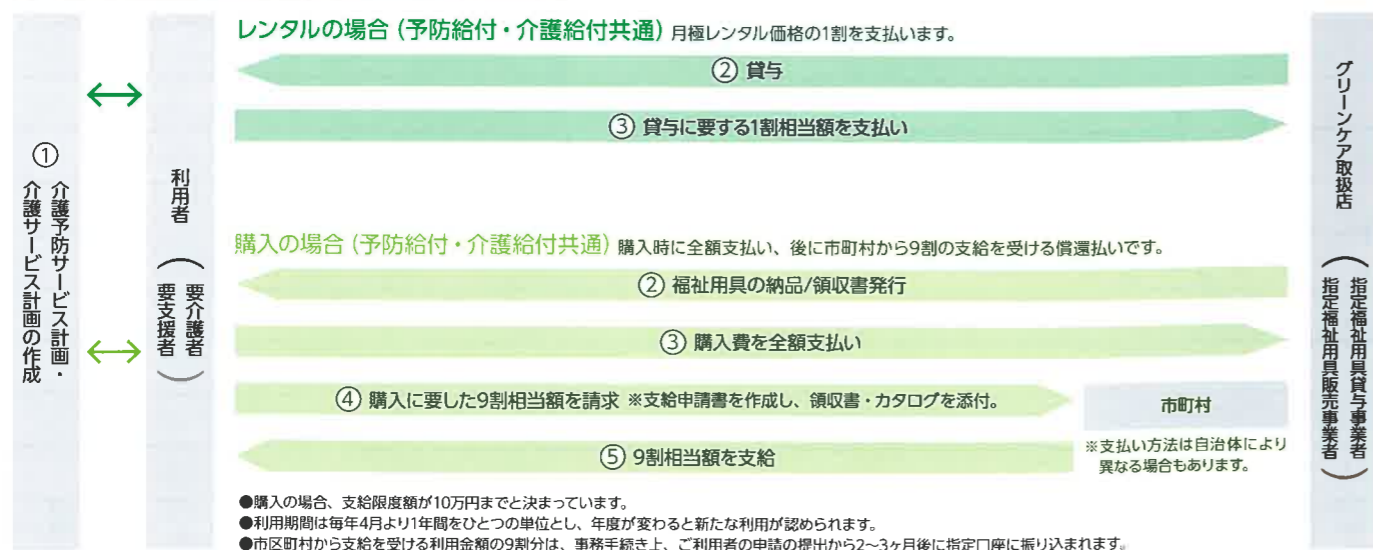
要介護・要支援区分	想定される状態	支給限度額(月額)	ご利用負担額(月額)
要支援1	日常生活上の基本動作をほぼ自分で行うことができるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態。	49,700円	4,970円
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、何らかの支援が必要となる状態。	104,000円	10,400円
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。	165,800円	16,580円
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	194,800円	19,480円
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	267,500円	26,750円
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	306,000円	30,600円
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。	358,300円	35,830円

※支払い方法は自治体により異なる方法がとられている場合もあります。

介護保険の利用手続きとサービスの内容



介護保険制度での福祉用具サービス利用手順



参考資料

「介護保険における福祉用具給付の判断基準」について

(2004年6月厚生労働省通知等を元に制作)

本基準で示しているのは、福祉用具の給付を行う場合の標準的な目安(ガイドライン)であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

福祉用具	使用が想定しにくい状態像	使用が想定しにくい要介護度
車いす(※)	自走用・介助用 歩行：つかまらないでできる	要支援1、要支援2、要介護1
	普通型電動 歩行：つかまらないでできる 短期記憶：できない	要支援1、要支援2、要介護1、要介護5
車いす付属品(※)	併用する車いすと同様	併用する車いすと同様
特殊寝台(※)	寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる	要支援1、要支援2、要介護1
特殊寝台付属品(※)	サイドレール 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる	特殊寝台と同様
	マットレス 特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	ベッド用手すり 特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	テーブル 特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	スライディングボード/マット 歩行、立ち上がり：つかまらないでできる	特殊寝台と同様
介助用ベルト 特殊寝台と同様	特殊寝台と同様	
床ずれ防止用具(※)	寝返り：つかまらないでできる	要支援1、要支援2、要介護1
体位変換器(※)	寝返り：つかまらないでできる	要支援1、要支援2、要介護1
認知症老人徘徊感知機器(※)	移動：全介助、認知症の周辺症状がない【視力・聴力以外のコミュニケーション(以下の全てに該当)】意思を他者に伝達できる、介護者の指示が通じる、記憶・理解ができる	要支援1、要支援2、要介護1、要介護5
移動用リフト(床行走式、固定式、据置式、但し浴槽内リフト、立ち上がり補助用、段差解消機を除く)(※)	移乗：自立又は見守り等 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる	要支援1、要支援2、要介護1、要介護2
腰掛便座	座位保持ができない【ポータブルトイレ】つかまらないで歩行できる、移動：自立	ポータブルトイレについては要支援
簡易浴槽	つかまらないで歩行できる、移動：自立	要支援1、要支援2
リフトのつり具	移動用リフトと同様	移動用リフトと同様
自動排泄処理装置(※)	自力、あるいは介助を受けながら(トイレに移動、トイレを利用)して排泄できる	要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3

※詳しくは各市区町村へご確認ください。
 (※)：要支援1・要支援2・要介護1の者は、その状態像から見て、(※)の福祉用具の使用が想定しにくい状態、原則として介護報酬は算定できないが、下記の条件・手続きを満たした場合には、例外的に給付対象となります。(自動排泄処理装置は要介護2・3含む)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

(2007年4月厚生労働省資料より抜粋)

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査の結果に基づき、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いの運用が一部見直され、平成19年4月1日から適用されています。

見直しの概要

原則として現行の「要介護認定データによる」判断方法の原則は維持しつつ、次の【条件】【手続き】を満たした場合には、例外的に給付対象となります。

条件	手続き
I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化) III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避) ※注：()内の状態は、あくまでもI)～III)の状態者に該当する可能性のあるものを例示したもので、()の状態以外の者であっても、I)～III)の状態であると判断される場合もある。	上記のいずれかの条件に該当することが、以下の手続きを得て判断されていること ア. 医師の医学的な所見に基づき判断され イ. サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断され ウ. 市町村が書面等確実な方法により確認する ※注：当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認の他、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見を確認する方法でも差し支えない。 引用：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成19年3月30日老保発第0330001号、老老発第0330003号)資料をもとに作成した

【参考資料】「介護保険における福祉用具給付の判断基準」について(2004年6月厚生労働省資料) / 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて(2007年4月厚生労働省資料)

福祉用具の選定・使用における、福祉用具専門相談員およびケアマネジャーの役割

- 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その利用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。
- 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。
- 現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。
- 福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じて、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。